

平成 30 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

九州大学大学院法務学府
実務法学専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	15
第 4 章 成績評価及び修了認定	18
第 5 章 教育内容等の改善措置	23
第 6 章 入学者選抜等	24
第 7 章 学生の支援体制	27
第 8 章 教員組織	29
第 9 章 管理運営等	32
第 10 章 施設、設備及び図書館等	33
第 11 章 自己点検及び評価等	34
<参 考>	37
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	39
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	40

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

青戸理成	鳥飼総合法律事務所弁護士
石井徹哉	千葉大学教授
荻野祥三	元毎日新聞記者
○紙谷雅子	学習院大学教授
岸本太樹	北海道大学教授
酒井太郎	一橋大学教授
酒井一	名古屋大学教授
◎潮見佳男	京都大学教授
清水真	明治大学教授
土屋文昭	法政大学教授
○松本和彦	大阪大学教授
峰ひろみ	首都大学東京教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

九州大学大学院法務学府実務法学専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 入試成績優秀者及び九州出身の入試成績等の優秀者を対象に当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 筆記試験を実施しない理由として、合理的な理由であるとは認められない授業科目があるため、筆記試験を実施する、しないの判断を再検討した上で、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底されるよう留意する必要がある。
- 一部の授業科目について、成績評価における考慮要素の内訳が学生ごとに示されず、評価の基礎となる情報が評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていないため、適切な方法で評価の基礎となる情報を保管する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価の考慮要素を変更する場合には授業の初回までに周知するという当該法科大学院の方針に反して、授業開始後相当期間を経過した後に学生に周知されているものがあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、当該法科大学院の方針に反して、開講前の事前学修に関する小テストの結果が成績評価に反映されており、小テストの趣旨について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、当該法科大学院の方針に反して、受講者数の多寡に応じて成績評価の方法を変更することが行われており、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「(1) 司法制度改革を支える法律実務家育成の理念：法律実務家の養成が、九州大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての司法改革の中核に位置する法律実務家養成に貢献することによって、大学の新たな社会的役割を創出します。(2) 新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念：21世紀のグローバル化の中で、社会が求める新しい法律実務家像を追求するとともに、その基盤を形成するためにプロセスを重視した養成課程の創設を目指します。

(3) 教育連携および公益弁護活動の推進の理念：法化社会の形成に寄与し、九州全域を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、九州・沖縄の法科大学院をはじめとした他の法科大学院等や弁護士会と連携するとともに、公益的な弁護活動を支援できる体制を構築します。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、

(1) 「複眼的視座を基調とした法的能力の涵養」のために、教育における法的分析の視点に、裁判官（第三者）的視座だけでなく、弁護士（当事者）的視座をも導入する。

(2) 「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」のために、自主的な学修による一応の体系的知識の修得を前提として、実践的な応用能力を育成する。

(3) 「理論と実務的経験の融合」のために、授業科目において、理論的な視座を有する研究者教員と実務的経験を有する実務家教員との協働を図る。

(4) 「法学の枠に縛られない学際的視点の注入」のために、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において多様な授業科目を開設したカリキュラムを編成することとされている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・法務学府専門職学位課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得すること。
 - ・九州大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、職業法曹を目指す者として、修了までに次の学修目標を達成すること。
 - ・すべての法曹に必要な基本的な知識およびこれを基盤とした応用能力を有する。
 - ・先端的法分野についての知識およびこれを基盤とした応用能力を有する。
 - ・法曹として求められる高い倫理観を有する。
 - ・新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決する能力を有する。
 - ・多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重して問題を解決する能力を有する。
- また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- (1) 専門的能力の修得：すべての法曹には、専門的な能力が必要である。そのために必要な基本的な知識を身につけることができるよう、法律基本科目（必修）および実務基礎科目（必修）を開設する。
- (2) 広い視野に立った総合的分析能力の修得：グローバル化し複雑化した現代社会の中で、法的紛争をはじめ法律実務家が直面する問題も、ますます広く複雑な背景をもつようになっており、広い視野に立った総合的分析能力が不可欠となる。その能力を身につけることができるよう、必修科目以外の法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目を開設する。
- (3) 創造的思考による問題発見・解決能力：法律実務家が直面する問題は、既存の理論的・経験的な知識によって分析・理解が可能とは限らないこともあるので、法律家には、創造的な思考に基づく問題発見・解決能力が不可欠となる。その能力を身につけることができるよう、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目を開設する。
- (4) 人間に対する深い洞察能力と倫理性：法的問題は、人間的営為の中で生起するものであり、当事者をはじめとする関係者にとって納得いく問題の処理・解決を図るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠であり、そのためには、その主体である人間に対する深い洞察を可能にする能力や、関係者から信頼を得るための倫理性の涵養が不可欠である。そのための能力を身につけることができるよう、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目を開設する。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、法律基本科目においては1年次に基礎科目、2年次に応用科目、3年次に総合演習科目を配置し、法律実務基礎科目においては法律基本科目での理論的な基礎知識を前提に実践教育を受けることができるよう教育を行うものとされ、基礎法学・隣接科目においては法について学生が多面的に理解できるようにするため、基礎法学系の科目と隣接科目系の科目を配置し、展開・先端科目においては目指すべき法曹像に即した履修モデルに対応した科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、新入生一般に対して、事前学修プログラムの利用機会を付与して法律基本科目に係る基礎知識を自ら確認できるようにするとともに、チューター一面談を実施するなど、必要に応じて学修指導が行えるような措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。

(2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、法情報調査及び法文書作成に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「歴史と法Ⅱ」、「行政学」、「法社会学」及び「外国語文献購読Ⅱ」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、①地域法曹モデルとの関連では、授業科目「環境法」、「マンション法」及び「少年法」等、②公益擁護法曹モデルとの関連では、授業科目「税財政と法」、「労働と法」及び「ジェンダーと法」等、③国際ビジネス法曹モデルとの関連では、授業科目「国際法」、「国際私法Ⅰ」及び「国際私法Ⅱ」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目及び選択必修科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目16単位、民事系科目34単位、刑事系科目16単位の合計66単位とされており、このうち4単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目 ((1) に掲げる内容の授業科目を除く。) のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事裁判実務」(2 単位) が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事訴訟実務」(2 単位) が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(2 単位) が必修科目として開設され、ローヤリングは、授業科目「ロイヤリング・法交渉」(2 単位) が選択必修科目として、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」(2 単位) が、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ I」及び「エクスターンシップ II」(各 1 単位) が選択必修科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目とし

て、授業科目「公法訴訟実務」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位以上を修得するものとされている。

法情報調査は、新入生ガイダンスにおいて、当該法科大学院で利用可能な法情報検索ツールの概要を説明しその上で、法学未修者及び法学既修者を含む新入生1年目の必修科目である授業科目「リーガル・ライティング」の初回で法情報の調査・分析の技法を指導することとされている。法文書作成は、必修科目である授業科目「リーガル・ライティング」、「実務総合演習Ⅰ」及び「実務総合演習Ⅱ」（各1単位）において、添削を含む指導を行うこととされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、FD活動で実務と理論を架橋した教育の観点からその内容を検討する機会が設けられているなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、45人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバス及びウェブサイトにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、自発的な学修を前提に、双方向的又は多方向的な討論による授業を基本としつつ、講義方式も組み合わせて、基礎知識を正確かつ体系的に修得できるよう実施され、2年次以降配当の授業科目においては、法律基本科目の応用科目として、正確な知識に

基づく応用能力を育成するため双方向の授業を行うことにより、判例や学説に対する批判的検討能力を養うための授業が行われており、3年次では、法律基本科目の総合演習科目として、事例問題を中心とした演習形式の授業を行うことにより、事実に即して具体的な問題を発見・解決していくための法的分析能力や、他者への説得力を高めるための創造的思考力を養うため少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、当該法科大学院の教員が、コーディネート業務及び実施についての監督を行い、研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されるとともに、年度当初のガイダンスを通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、学生が計画的に予習や課題レポートの作成を行えるよう、「TKC法科大学院教育研究支援システム」に予習範囲、課題レポート等を事前に掲載できるようにされており、また、法律基本科目及び法律実務基礎科目においては、各授業の到達目標の内容のうち授業で直接取り上げない事項については、個別の授業ごとに、資料配布・参照文献指示により、授業時間外での自学自習を支援するとともに、休祝日関係なく6時から24時まで利用できる学修室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目「家族法」の2単位を上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧及び年度当初のガイダンスを通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、1授業科目において、成績評価の考慮要素を変更する場合には授業の初回までに周知するという当該法科大学院の方針に反し、授業開始後相当期間経過した後に学生に周知されているものがあるものや、1授業科目において、当該法科大学院の方針に反し、受講者数の多寡に応じて成績評価の方法を変更しているものがあるものや、1授業科目において、当該法科大学院の方針に反し、当該授業科目開講前に実施した事前学修に関する小テストの結果を成績評価に反映しているものがあるものの、試験・レポート・授業における発言などを総合的に評価して行うこととしており、これらはシラバスに記載され、学生におおむね周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、全授業科目の成績分布一覧の共有・検討、「評価質問書」制度を設け、また、学生からの期末試験を含む成績評価の結果に対する質問の機会を確保するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、答案は学生に返却し、併せて採点のポイントを示すようにしており、各授業科目の成績分布の割合一覧表を希望に応じて閲覧可能にするなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、答案には学籍番号のみを記入することとし、受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみを実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

一部の授業科目において筆記試験を実施しない理由として、合理的な理由があるとは認められない授業科目があるものの、期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、新入生及び在学学生ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単

位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は 4 単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3 年以上在籍し、99 単位以上を修得することとされており、このうち 4 単位は基準 2-1-5 のただし書による単位とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計 34 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、34 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 16 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 16 単位、法律実務基礎科目 15 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 33 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、複数の教員が協議し作成したものを入学試験実施委員会で確認し確定するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしている。この32単位については、1年次の必修科目32単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 筆記試験を実施しない理由として、合理的な理由であるとは認められない授業科目があるため、筆記試験を実施する、しないの判断を再検討した上で、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底されるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価の考慮要素を変更する場合には授業の初回までに周知するという当該法科大学院の方針に反して、授業開始後相当期間を経過した後に学生に周知されているものがあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、当該法科大学院の方針に反して、開講前の事前学修に関する小テストの結果が成績評価に反映されており、小テストの趣旨について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、当該法科大学院の方針に反して、受講者数の多寡に応じて成績評価の方法を変

更することが行われており、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD企画委員会が設置され、年次のFD実施計画にしたがって、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、カリキュラム・授業方法・成績評価方法等の授業関係について、シラバス・授業評価アンケート及び授業参観報告書の集計結果・成績分布表を資料として、現状の把握と問題点の検討を行っている。また、法学未修者に対する学修支援策や、法学既修者を含めた入学前の学修機会の付与等も、FD活動で検討され、制度化に至っている。

また、平成29年度からは、当該法科大学院と岡山大学法科大学院の間で、法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）についての共同FDが実施されており、各科目の担当教員が相互の授業を参観し、定期試験の問題・答案例を相互に参照のうえ、授業の改善点等を検討すること、及びこれを前提として、法律基本科目に係るカリキュラム編成の仕方や科目に共通する課題等について科目横断的に検討が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「第1に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放します。なお、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはませんが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になるよう努力しています。第2に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学試験は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施します。第3に、選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の4点に関する資質の有無を判断します。（1）法律実務家を志す明確な動機があること。（2）人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。（3）広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。（4）複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入学試験実施委員会が設置され、入学試験問題の最終確認や、入学者決定の原案を作成するなどの実施業務を行っている。作成された入学者決定の原案は、運営委員会の予備審査を経て、最終決定は教授会が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（出願者数、合格者数、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項において事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者コース、法学既修者コースとも、第1次選抜において、法科大学院全国統一適正試験の成績及び書類による審査を行い、第2次選抜では、法学未修者コースについては、論文試験を課し、法学既修者コースについては、法学専門試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成31年度入学者を対象とする入学選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、書類審査において学部成績、社会活動、課外活動等の実績を評価するとともに法科大学院における履修の前提として要求される諸能力を評価することとされている。さらに、法学未修者においては、論文試験を課すことにより、社会科学的な知識・素養、論理的思考の能力及び文章構成力・表現力を評価するものとしているほか、法学既修者においては、法律科目試験を論文試験として実施することにより、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学選抜が行われている。

6-1-5 入学選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、出願時の提出書類として、出身大学の成績証明書、志望理由書以外に、①活動報告書（ボランティア活動等社会活動の経験の内容と法科大学院希望との関連をまとめたもの）、②職業経験報告書（職業経験の内容と法科大学院希望との関連をまとめたもの）、③外国語能力証明書、④職業資格証明書を任意に提出できる書類とし、総合得点の比率で考慮することにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は98人であり、収容定員135人を上回っていない。

6-2-2 入学受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定するなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の変更（平成27年度に70人から45人に削減）が行われるとともに、飛び入学制度の導入や当該大学法学部との連携により、早期卒業予定者の出願を可能にするなど、入学定員の見直しを含む入学選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、新学期開始時に新入生オリエンテーションを実施し、当該法科大学院の教育理念及び目的等を伝達のうえ、カリキュラム、三つの標準的な履修モデル、履修方法、進級・修了の要件、成績評価方法、オフィスアワー、施設・設備の概要等、学生生活一般に係る基本的事項を説明している。また、合格発表後に合格者ガイダンスを実施し入学までに学修しておくべき事項や図書を指示するとともに、入学手続者にはシラバス・教材の閲覧を可能にするとともに、4月からの円滑な学修の準備として、事前学修として自学自習しておくべき課題を示すなどによって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前導入教育の実施等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法律学の学修方法を早期に確立させるため、専任教員をチューターとして配置し、学生生活全般に対応するチューター制度を設け、チューターの指導により各科目の到達目標をベースとして各学生の学修計画を作成させるとともに、法学未修者コース1年次前期に配当される憲法・民法（家族法）・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の各科目において、教科書・判例の読み方に係るガイダンス講義を実施するなど、法学未修者に対する学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの日時や面談の予約の方法は、「TKC法科大学院教育研究支援システム」やシラバスに示すとともに、新入生オリエンテーションでの説明により、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院出身の若手弁護士を学修支援アドバイザーとして配置し、学生のゼミを支援するなど教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。さらに、入試成績優秀者及び九州出身の入試成績等の優秀者を対象に当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、専任教員によるチューター制度を設けている。この制度は、学生の学修面における指導だけでなく、生活全般に関する相談・助言をも行うことを目的としており、学生は、担当のチューターとの面談やメール相談により、学修・生活の両面に関して、個別的なアドバイスを得ることができる。さらに、全学的な機関としてのキャンパスライフ・健康支援センターにおける、医師、カ

ウンセラー、保健師による健康相談・心理相談を受けることができるほか、各種ハラスメントについては、全学的な組織である九州大学ハラスメント相談室による対応がされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、エレベーター、車いす使用者に対応した専用トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、その障害及び修学上の困難の内容に応じて、長期履修制度の利用を含め、個別かつ柔軟に対応する予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、組織的に学生の進路に関する相談に対応するため、当該法科大学院に就職支援委員会を設置し、学生のために一般的な就職支援を行う全学の事務組織としての学生支援課と連携して、就職を希望する学生には就職情報の提供、エクスターンシップや弁護士会との懇談会等の実務家との交流から得た就職に関する情報を学生に提供するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入試成績優秀者及び九州出身の入試成績等の優秀者を対象に当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法学研究院教授会において審議されることとされ、選考の過程で当該法科大学院の専任教員が参画し、当該法科大学院の意向が反映されている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、当該法科大学院に設置されている教務委員会が授業計画及び非常勤任用計画を作成し、当該法科大学院教授会に提案、承認を得る方式がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半

数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目の必修科目とされており、その約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4 : 重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員14年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教育研究能力の向上のため自主的調査研究に専念できる制度（サバティカ

ル制度)が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教務助手1人、図書室に教務補佐員1人を配置している。また、法学研究院運営委員会に出席し、法科大学院に係る評価・FD活動、入試、広報、IT関係の業務を補佐する法科大学院所属の助教1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、人文社会科学系事務部が組織され、法科大学院の事務を担当する職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、法科大学院協会が司法研修所と協力して行う教員研修や、日本弁護士連合会が開催する司法制度改革に関連するシンポジウムについて、教員に参加を促すほか、自己啓発研修を行うなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、概算要求に際して、総長をはじめとして、理事、大学本部が意見を聴取するシステムがとられており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室には、プロジェクタ、スクリーン及びマイク等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく6時～24時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN及びプリンタ等が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室が整備されている。法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法科大学院図書規則にしたがって利用されるなど、管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法科大学院図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室についても近くに位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には共同研究室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、個別指導室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、防犯カメラの設置、警備員が巡回を行うなど、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、当該法科大学院教授会・法科大学院FDに附議し、改善案の具体的な実施については、運営委員会を中心として、学務委員会・入試実施委員会等を通じて取り組んでおり、自己点検及び評価の結果は、次年度計画の策定に反映するなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の内訳が学生ごとに

示されず、評価の基礎となる情報が評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていないもの、評価の基礎となる情報は、当該法科大学院運営委員会並びに各委員会の組織的な分担の下に、調査及び収集され、人文社会科学系事務部教務課及び法科大学院事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 一部の授業科目について、成績評価における考慮要素の内訳が学生ごとに示されず、評価の基礎となる情報が評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていないため、適切な方法で評価の基礎となる情報を保管する必要がある。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- (2) 所在地
福岡県福岡市（平成 29 年 9 月までは同市東区箱崎、平成 29 年 9 月からは同市中央区六本松）
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
- | | |
|-----|-------------------|
| 学生数 | 98 名 |
| 教員数 | 14 名（うち実務家教員 3 名） |

2 特徴

(1) 概要

九州大学法科大学院（以下、本法科大学院）は、九州・沖縄地域で最大規模の学生数を擁する法科大学院であり、同地域の基幹校たる役割を果たしている。

また、九州・沖縄地域の拠点大学である九州大学に設置されたことによって、九州大学法学研究院、大学院法務学府、法学部の有する教育研究の伝統、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの充実した教育・研究上の支援体制を備えている。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本法科大学院は、教育面では「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会性の涵養」、「社会的連携の強化」を基本理念とし、以下のようにして実現することを目指す点に特徴を有する。

第 1 に、基本的な教育目標を、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力と倫理性」の修得に置く。

第 2 に、具体的な教育の内容・方法については、①「複眼的視座を基調とした法的判断能力の涵養」、②「実践的応用を念頭に置いた体系的知識の構築」、③「理論と実務的経験の融合」、④「学際的視点の注入」、を重視する。

(3) 教育における到達目標

法曹への社会の要請に応え得る内容と水準の知識と能力を、学生が修了時まで確実に修得することを到達目標としている。

(4) 教育内容における特徴

法律基本科目の充実のほか、エクスターンシップ、リーガル・クリニック等の実務科目も豊富に備え、法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心に応えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な授業科目を提供している。

(5) 教育方法における特徴

第 1 に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、少人数教育を実施している。

第 2 に、授業科目につき、法律基本科目を年次進行に応じて「基礎→応用→展開」の 3 段階で編成し、学修内容の高度化・専門化を図っている。

(6) 学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上または学生生活上の相談や個別指導を実施している。また、学生がいつでも・どこからでもアクセスできる「TKC 教育支援システム」により、授業の予復習及び自学自修を支援している。

(7) 教員組織の特徴

本法科大学院は、九州大学大学院法務学府という独立の教育部局として設置され、法科大学院長が法務学府の校務を所掌し、教授会及び各種委員会等の組織面及び財政面における運営の独立性が保たれている。

さらに、各法分野における兼任教員の任用を含む科目担当者の決定や研究者養成課程の担当教員との調整については、法学研究院と連携・協力する体制を整備している。

(8) 法科大学院キャンパスの移転等

平成 29 年 9 月、法科大学院キャンパスは、福岡市東区箱崎キャンパスから、福岡市中央区六本松の複合ビルに移転した。六本松地区への移転は、裁判所、検察庁、弁護士会館等の法曹関係機関の連携施設集合体（法科大学院として「リーガルパーク」と呼称。）に隣接させて法科大学院を立地させることにより、法曹三者との強固な連携による法曹人材の育成を行うという全国的にも例のない構想である。平成 30 年度以降、隣接地に裁判所を始めとした法曹の基幹施設が順次移転する予定であり、これにより日常的な法曹三者との交流を背景とした実務教育（リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）の充実、日常的な裁判傍聴等による法曹へのモチベーションの向上、法科大学院の研究者教員と実務法曹の日常的な研究会開催、新人弁護士へのテイク・オフ支援や更なるキャリアアップのためのリカレント教育を通じた人的交流による法科大学院の教育内容の充実等、法曹三者が集積する地の利を生かした法曹養成教育を段階的に実施していくことを目指している。

また、平成 30 年 9 月には、九州大学文系学部のキャンパス移転（箱崎キャンパスから、福岡市西区の伊都キャンパスへ）に伴い、事務部教務課及び法学研究院所属教員の研究室も伊都キャンパスに移転する予定である。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

（１）教育上の理念・目的

本法科大学院は、次の３点を教育の基本的視点としている。

①本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法の人的基盤の拡充に貢献する法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。その際、司法改革に貢献し、専門職大学院（法科大学院）の新たな社会的役割を創出すべく研究者・実務家教員間の連携等を図る。

②本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化の進む現代において、社会が求める新しい法律実務家像を常に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し、充実させることによって、「新たな法曹像」を追求する。そのために、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図る。

③本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。とりわけ、地域の弁護士会等との連携を通じて、九州地域の法曹養成に係る基幹的法科大学院としての社会的役割を果たす。

（２）養成しようとする法曹像及び能力

本法科大学院は、前記の教育理念・目的を次のように具体化している。すなわち、①高度化・複雑化・グローバル化の進む現代社会で活躍し、また日本社会の法化に寄与しうることを、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち裁判官の視点だけでなく紛争当事者の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え、自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

以上のような法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

①創造的思考による問題発見・解決能力 … 法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らず、これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え、解決する姿勢と能力を必要とする。

②人間に対する深い洞察能力と倫理性 … 法律問題は、人間的営為の中で生起するものであり、当事者をはじめとする関係者が十分に納得する結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題の把握とその理解が不可欠である。現代社会の人間関係は高度に複雑化しており、人間に対する深い洞察力、正義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性を必要とする。

③広い視野に立った総合的分析能力 … 高度に発展しグローバル化した現代社会において、法律家が直面する諸問題は、広域のかつ複合的な背景を持つ。それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断する能力を必要とする。

（３）アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、本法科大学院の教育理念・目的に対する理解と共感を有する者を、公平性・開放性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミッション・ポリシーとしている。具体的には以下の諸点からなる。

第１に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。なお、社会人・他学部出身者のためだけに特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため行っていないが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の 30%以上が社会人・他学部出身者になるよう努力している。

第２に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学試験は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施している。

第３に、選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の４点に関する資質の有無を判断している。

- 1 法律実務家を志す明確な動機があること。
- 2 人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。
- 3 広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。
- 4 複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。

